

令和5年度 第2回沖縄県内水面漁場管理委員会議事録

日時 令和5年6月30日(金)

14時00分～14時41分

場所 沖縄県庁9階農林水産部第4会議室

出席者

委員 6名

古谷千佳子委員 金城 政達委員 伊波 實委員
(WEB)

立原 一憲委員 宮良 工委員 山川 彩子委員

事務局職員 2名

井上 顕(事務局長) 秋田 雄一(主任書記)

事務局(秋田) では、定刻少し前ですが、皆さんそろいまして、音声等も確認しましたので、定刻前になりますが開始させていただこうと思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

(「よろしくお願ひします」という声あり)

事務局(井上) ただいまより令和5年度第2回沖縄県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

まず、議事に入る前にいつもの確認を3点お願ひいたします。

携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定していただくようお願ひいたします。

発言の際は、議長から指名を受けた上でご発言をお願ひいたします。

途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

次に、資料の確認をいたします。

1枚紙の議事次第、そして議案書の2点となります。

本日の出席状況ですが、事前に津波古委員と仲村委員から欠席のご連絡をいただいております。

委員定数8名に対し6名のご出席をいただいております、漁業法第145条第1項の準用規定である第173条第1項による規定を満たしております

ので、本日の委員会は成立しております。

本日は、ウェブ併用の会議となっております。ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いいたします。カメラは原則オンにしてください。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、沖縄県内水面管理委員会運営等規程の第6条により、議会の議長は会長が当たると規定されております。

以後の会議の進行は立原会長、よろしくをお願いいたします。

立原議長 皆さんこんにちは。

沖縄のほうは、随分コロナがまた大変なことになりつつあるようですが、皆さんお気をつけください。

今日2回目の会議ということで、議題が2題ということになっています。

会議に入る前に、議事録署名人ですけれども、会場とウェブそれぞれから各1名ということで、会場から伊波委員、ウェブのほうからは宮良委員をお願いいたします。よろしくお願ひします。

[第1号議案 リュウキュウアユの採捕承認申請について]

立原議長 それでは、議題に入りたいと思います。

最初の議題は、リュウキュウアユの採捕承認申請についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（秋田） 事務局の秋田です。どうぞよろしくお願ひします。

では、議案書の1ページをお開きください。

第1号議案 リュウキュウアユの採捕承認申請について。

リュウキュウアユの採捕に係る沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号第4に基づく採捕承認申請が2件ありますので、内容をご審議願ひします。

今回申請があったのは、新規で1件、島嶼生物研究所から、外来生物の捕獲調査における混獲に備えたもの、それから、承認期間の変更で1件、こちらは、いであ株式会社さんと一般財団法人沖縄県環境科学センター共同代表から申請があります。

それぞれ内容について説明する前に、指示の概要を説明させていただきます。1ページの下抜粋というところですね。

採捕制限水域、第2のほうなんですけれども、名護市今帰仁村、大宜味村、国頭村及び東村における内水面（名護湾に流入する河川を除く。）及び海面につながる河口付近（河口中央から半径3キロメートル以内の

波打ち際の水域をいう。以下、「河口」という。)において、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、次の各号のいずれかにより行う採捕については、この限りではない。

1、沖縄県内水面漁場管理委員会が承認した場合。

2、第3の第1号に掲げる者が、次のいずれかにより行う採捕。

ア、6月から10月までの期間において河口で行う採捕。

イ、たも網、さで網、カニカゴ、もんどり、セルビン及びどう並びに4月から10月までの期間において、サーバーネットを用いて行う採捕とあります。

今回は、いずれも調査での採捕申請が上がってきています。

3ページ目にこの申請から承認までのフローチャートが示してあります。採捕する場所と目的、それから時期と方法を検討した上で、承認が不要か必要かという流れになっております。

それで、次のページ、4ページ以降が今回申請が上がってきている方、4ページがまず、新規の島嶼生物研究所からの承認証の案になっております。

案では、採捕期間が7月1日から令和5年11月31日まで、場所が奥川、大保川、新川川、安波川、使用する漁具及び漁法は、たも網、投網、採捕に従事する者の住所及び氏名が裏面の堀部翔さんになっております。

制限又は条件で、こちらの申請では、外来魚の調査での混獲に備えるためとありますので、リュウキュウアユが採捕された場合は、体長等を記録後、直ちに放流することとしております。

こちらの採捕期間の申請が7月1日から採捕する可能性があるということなので、本日承認が得られましたら、一旦承認証のコピーを相手方にお送りして、原本は後ほど郵送する形で対応させていただこうと考えております。

続いて、6ページが今回の申請内容になります。

先ほど読み上げた内容と基本的には同じ内容で申請が来ております。

7ページ、8ページがこの外来魚調査の概要が書かれています。

目的について、読み上げさせていただきます。7ページのほうですね。

県内の外来生物の生息状況調査は、平成27年から30年度の当事業において、県内の外来哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類(アリ類)、植物の分布に関する現地調査を行っている。しかし、外来魚類に関しては、文献調査にとどまっており、現地調査が実施されていない。また、元琉球大学教授立原氏から、「沖縄県北部には、過去の放流によってコイが生息している河川があり、河川の生態系への影響が懸念される」、「北部河

川に生息するコイ科の外来魚パールダニオは、他の魚種の卵や仔魚を食べていた記録があり、北部河川に生息する希少魚類への悪影響を与える可能性がある」とのヒアリング結果を得ているが、具体的な生息状況は不明である。そこで、沖縄県北部（やんばる）の河川における外来魚の生息状況及び生態系への影響調査を実施することとあります。

右の8ページ目のほうに調査場所が、ごめんなさい、ちょっと解像度が低くなってしまったんですが、それぞれ河川の場所が示してあり、採捕に使うたも網と投網の写真が写っております。

2の1の2で調査方法なんですけれども、各河川に任意の地点を複数設定し、ベルトトランセクト法による目視調査を行う。このトランセクトの中央線の両幅1メートルに出現した魚種、個体数をできる限り記録する。

捕獲方法なんですけど、現地では、補助的に捕獲調査も実施する。調査は、たも網、投網を用いて行う。捕獲した生物は、種を判別した後、個体数や体長等を記録する。捕獲した外来種はその場で放流し、外来種は適切に殺処分する。魚食性の外来魚類（オオクチバス等）が捕獲された場合は、胃内容物調査を実施する。また、リュウキュウアユが捕獲された場合は、地点等を記録し、速やかにその場に放流するとあります。

調査時期と期間は、令和5年7月と10月に2回ほど実施予定とし、1回の調査期間は1週間程度とするが、台風等の気象状況によって変更する場合があります。

事務局でこの調査内容等を確認し、特段の問題がないように思われますが、この調査、まず、1点目がこちらの新規の申請になっております。

続いて、期間の変更についても読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

立原議長 はい、お願いします。

事務局（秋田） 9ページをお開きください。

こちらが既に昨年度承認を得ているいであ株式会社さんと沖縄環境科学センターさんの共同実施による調査のほうになります。

目的が、ダム湖及びダム周辺の環境保全等を図るための基礎資料となる河川水辺の国勢調査（魚類・底生生物）を実施するため。

採捕する尾数は採捕された尾数ということで、調査の目的から、どれだけ捕れるか分からないということなので、このような書き方になっています。

今回変更があったのは、令和4年9月から、前回は8月31日までの申請で来ていたんですが、調査場所の許可を出しているダム事務所から、

米軍の基地に係る許可の通し方が変わったということで、その許可を得るのに時間を要して、調査期間が延長されたということで、もともとは申請が8月いっぱいだったところを今年いっぱい、12月31日までということで変更の申請が来ています。

採捕する場所については、変更なく、羽地ダム、大保ダム、福地ダム、新川ダム、安波ダム、普久川ダム及び辺野喜ダムの貯水池・流入河川・下流河川。

使用する漁具及び漁法は、刺し網、投網、定置網、もんどり、セルビン、サーバーネット。

最後に、従事する者の住所及び氏名が裏面に記載して、10ページのほうに総勢41名の方がリストアップされております。

7番の制限又は条件、本承認により採捕したリュウキュウアユは、目的以外の用途に用いてはならない。また、死亡した場合は、標本として保管するか、適切に廃棄すること。

採捕に当たっては、調査場所における生息状況を把握した上で、当該場所における生息に影響を及ぼさない範囲の採捕尾数にとどめること。

調査時に把握できた生息状況は、適宜委員会に報告することとしています。

続いて、12ページから、先方から提出のあった業務計画書で第一回変更とあります。これは、既に承認が得られたもので、期間のみ変更になっています。参考にこの資料も載せております。

以上、第1号議案に関しては、この2件について申請が上がってきておりますが、申請に関する承認の是非についてご審議願います。

事務局からは以上です。

立原議長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に、会場のほうから何か質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんか。

伊波委員、どうぞ。

伊波委員 8ページのほうに調査地点ってあるんだけど、現在、実際に会長にお聞きしたいんだけど、例えば生息している河川は何か所あるんでしょうか。

立原議長 実は安波にはいると思います。

伊波委員 安波だけ。

立原議長 安波は、もしかすると、自然遡上があるんじゃないかなって今思われている川で、ここだけは、ちょっと私いるときに本当は調査

するはずだったんですけれども、しないままに終わってしまったんですけれども、ほかの川は、現在では、放流をしていないのでいないと思うんですけれども、安波川だけはコンスタントに目撃例がずっと続いていて、しかも一定数いるみたいなんですよね。だから、もし引っかかってくるすると安波川ということになると思います。

伊波委員 はい、分かりました。

立原議長 そのほか何かありませんでしょうか。

なければ、ウェブの方で何かありますか。

私のほうからちょっと一つお聞きしたいんですけれども、この承認証なんですけれども、承認証の一番最後の制限又は条件のところなんですけれども、これ、死んでしまった場合には、適切な処理というのを次の許可証に書いてあるのと同じ文言を入れたほうがいいのかなどという感じがするんですけれども、このままこれだと、取った場合に、生きていたら直ちに放しなさいってなってくるんですけれども、刺し網とかでやっただけの場合、突っ込んだ場合は、死んでしまう可能性もあるので、そのときには、その文言も少し、次の承認証に合わせて、次の承認証の2行目を入れたほうがいいのかなどと思うんですけれども、事務局のほうはどうでしょうか。

事務局（秋田） 事務局から回答を差し上げます。

そのとおりですので、申請1件目の島嶼研のほうの制限又は条件のところにも、その文言を加えさせていただきたいと思います。

立原議長 よろしくお願ひします。

事務局（秋田） ありがとうございます。

立原議長 その他何かありませんでしょうか。

2点目のほうは、期間の延長ですので問題はないと思いますけれども、この2件、これで承認するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

立原議長 どうもありがとうございます。

それでは、この2件、承認ということで先へ進めたいと思います。

[第2号議案 沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程の一部改正について]

立原議長 それでは……

（「32ページになります」という声あり）

立原議長 それから、次の議案ですよね。

次、2番目の議案ということで、沖縄県内水面漁場管理委員会運営等

規程の一部改正についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（秋田） 説明させていただきます。

第2号議案、議案書の32ページをお開きください。

沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程の一部改正について。

沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程第3章では、会議の傍聴について定めており、第13条、「傍聴することができない者」では、委員の安全及び会議の円滑な運営を妨げる可能性のある者を列挙しております。当該条文第4号では、「精神に異常がある者」とされており、当該条項が沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例第3条第1項の理念に反する可能性が示唆されます。

一方で、当該条文第5号では、「その他、議長が、特に不相当と認めた者」とされていることから、第4号を削除したとしても、会議の運営を妨げる可能性がある者については、第5号を根拠に傍聴を制限することができます。

したがって、沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程等13条第4号の記述を削除することは、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例との整合を図る上で必要であると考えられますので、内容及び規程の告示について審議願います。

次のページ、お開きください。33ページになります。

こちらが今回の議案の背景になりました、4月に市民団体から知事宛てに、精神障害を理由とする制限条項の撤廃を求める要請書ということで、沖縄県の県の規則や条例だったり、県内の市町村の規則などについて調べて、精神障害者を差別するような記述に該当するようなものを修正なり訂正するような要請がありました。

その中で、34ページの14番に挙げられています沖縄県海区漁業調整委員会なんですけれども、こちらは、このリストには、海区委員会のほうしか載せられていなかったんですが、内水面委員会のほうも海区とほぼ同じ運営規程になっていまして、全く同じ条文が載っていますので、水産課のほうでは、海区漁業調整委員会の運営規程についても、内水面の運営についても、当該条文を削除して、公報掲載し、市民団体のほうに主管課を通して報告するという対応を検討しております。

それで、35ページがこの運営規程を改正する告示になります、告示というのは、県の公報に登載する場合の概要の説明の流れですけれども、件名が沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程の一部を改正する告示ということで、先ほど説明させていただいた内容そのまま、その該当す

る部分を削除しますという内容になっています。

具体的にどの部分削除するかというところなのですが、新旧対照表を38ページから41ページに欠けて整理しております。

こちらちょっと書類の向きを変えて見ていただきたいんですが、表の左側が改正案、今回新しくするもので、右側が現行になっております。これ全部見直していく中で、この当該条文削除以外に法律の条数の間違いが一部ありまして、第2条のところなんですけれども、会長等の任期で、漁業法、173条第2項とあるんですけれども、もともと第137条第2項と書かれていたのが、これは、海区委員会について定めたものをそのままコピーした関係で間違えた法律を引用していましたので、今回この改正に併せて、正しい法律に引用仕直しています。

それから、めくっていただいて、40ページですね。今回問題の傍聴をすることができない者というのが第13条のほうに、1から5番まで挙げられています。その中で、右側の表を見ていただきたいんですが、1から5番までの4番、精神に異常がある者ということで、この部分を削って、5番をその他、議長が、不相当と認めた者を4番に繰り上げるといふ改正をさせていただきたいと思っております。

それ以外の部分に関しては、これまでの規程そのままになっております。

参考に42ページにこの沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の該当部分が引用してあります。

この運営等規程の該当する部分を削除する案について、委員の皆さんにご審議願います。

事務局からは以上です。

立原議長 説明ありがとうございました。

これは、内水面漁場管理委員会というだけでなく、沖縄県全体の該当するところの改正ということになると思います。

この件に関して、何かご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

まず、会場のほうから何かありますか。

大丈夫でしょうか。

ウェブのほう何かありますか。

これはもう全国的にこういう流れになっていますので、それにのっとって改定していただくということで承認したいと思っております。

じゃ、これは承認ということにしたいと思っております。

[報告事項 沖縄県における今後のリュウキュウアユの保全に関する関

係者との調整について]

立原議長 それでは、次に報告が1件ありまして、この報告は、以前から懸案となっていた沖縄県における今後のリュウキュウアユの保全に関する関係者との調整ということで、今の進捗状況を事務局のほうから説明お願いいたします。

事務局（秋田） では、報告させていただきます。

報告として、沖縄県における今後のリュウキュウアユの保全に関する関係者との調整について。

こちらについては、前回、第1回の4月に開催した内水面漁場管理委員会のほうでも、自然保護課との調整状況を一旦報告させていただいたんですが、その中で、自然保護課と調整をした後、環境省とも種の保存法によって、リュウキュウアユを保全することができないかという相談をしに行くというお話まで前回させていただいていたんですが、今月6月8日に環境省沖縄奄美自然環境事務所のほうに出向いて、先方と、それから県自然保護課と、今後のリュウキュウアユの保全に関して意見交換してまいりましたので、その概要を報告させていただこうと思います。

おさらいなんですけど、皆さんご存じのとおり、沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号では、沖縄本島北部におけるリュウキュウアユの採捕制限について定めています。当該指示の有効期限は令和7年9月30日までとなっており、その後の更新のめどが立っていない状況です。

そこで、沖縄県内水面漁場管理委員会事務局では、沖縄県自然保護課及び環境省沖縄奄美自然環境事務所との今後のリュウキュウアユの保全方法について意見交換を行っており、6月8日に3者で協議をしました。

44 ページにこの際の業務報告をそのまま載せています。まず、水産課のほうから、リュウキュウアユの採捕制限に係る委員会指示が漁業に関して定めた指示ですので、漁業の実態がない状態で漁業の行為を制限するような指示を更新することができないというふうに総務私学課のほうから指摘があって、前回更新が令和4年にあったんですけども、その有効期間である令和7年9月30日以降は、更新できませんよというようなお話を受けております。

そこで、この委員会指示が失効してしまう前に、何らかの規則だったり、ルールでリュウキュウアユの採捕について検討できないかということで、関係する部局と調整をしております。

その背景説明した上で、保全策として考えているのが、まず、①種の保存法適用による保全。②県条例による保全。③生息域であるダム事務所管理規定などによる保全を検討しています。

その旨説明したところ、環境省からは、現在、沖縄島におけるリュウキュウアユの生息状況はどうなっているかということで、こちらからは、正確な個体数はちょっとまだ把握できていないんですけども、コロナ禍になる数年前までには、立原先生のほうが福地ダムに流入する河川で分布調査を行っていたこと。それから、これもお話伺っている程度の情報なんですけど、近年は、カワウによる食害によって減少したりしているものの、変動を繰り返しながら個体数を維持していると聞いている。

環境省のほうからは、鹿児島県、こちら鹿児島にもリュウキュウアユの保全に関する条例があるんですけども、鹿児島では県条例で保全対象としており、奄美では、県の補助金によって生息状況調査が行われている。

自然保護課のほうでは、沖縄本島北部では、総合事務局がリュウキュウアユを含めた生息状況調査を行っており、阿波ダム、比地川、辺野喜ダムでの調査結果を公表している。

ここからちょっと重要というか、流れが変わったところなんですけれども、自然保護課のほうが、これまで沖縄に生息しているリュウキュウアユは、一旦絶滅してしまっただけで、奄美から入れたものなので、もともと沖縄にいるものではないから、沖縄の条例で保全の対象とすることはできないという立場を取ってきていたんですけども、今の自然保護課の班長の判断では、リュウキュウアユは県条例で希少種に指定できるのではないかと、個人的な感触だけでも考えていると。自然保護課、今、前向きな姿勢を示してくれているということがこの打合せの中で分かりました。

水産課のほうからは、もともと生息域だった名護市の源河地区の公民館では、リュウキュウアユを地域おこしに活用できないか検討していて、前回、内水面でご意見いただいた内容を少し報告させていただいております。放流などによって個体群の再生を図っていく上で、何かしら採捕を制限するルールがないと困ってしまう。

自然保護課のほうからは、やんばるの世界自然遺産登録の宿題として、河川再生が挙げられていて、その中で、両側回遊魚であるリュウキュウアユは、川と海を行き来するため、河川環境再生の指標種として指定できる可能性があるのではないかとというふうな意見がありました。

こちらから、環境省のほうに、リュウキュウアユを種の保存法の対象にできないかということをお伺いしてみたんですけども、環境省のほうでは、まだすぐに回答できる状況ではないとした上で、生息個体数や保全環境の情報が不足しているので何とも言えないところはありますが、自然分

布域の奄美で県条例で保全されていることから、それにあえて法律をかぶせる必要性がうまく説明できないと。簡単に言えば、既にもともと希少種として保全している奄美のほうできちんと守られているので、種の保存法を上乗せでかぶせる必要がないというようなことを言われています。

ただ、魚類で種の保存法の適用対象種を増やしていく方針ではあるんですけども、その指定と保全活動とか、そういったセットで進めていかなきゃいけないので、指定だけして、何も保全なり、対策をしないと状況はよくないので、選定にはある程度慎重になっているということでした。

沖縄での生息域が名護市が、これ環境省からの指摘なんですけれども、もし名護に限定されるのであれば、名護市の条例で保全することもできるのではないですかということだったんですけども、名護市に限定されるわけではないので、仮に名護市の条例で指定されても、ちょっと効果としては限定的かなというふうに考えております。

自然保護課のほうの意見ですが、沖縄では、一旦絶滅したリュウキュウアユは、移入種として再び定着することで、在来生物や環境に悪影響を及ぼすことがないだろうかという質問がありました。

これも私のほうから、先生から以前伺った話を少し紹介したんですけども、もともとリュウキュウアユが占めていたニッチを再度埋めることになるので全く問題ないという見解だったということです。

自然保護課のほうから、県条例で保全対象とする際、移入種とするか、在来のアユと同集団とみなすかがポイントになってくる。そうした場合、また専門家の意見を伺うことになると思うけれども、移入した集団とはいえ、アユは沖縄県にとって特別な存在ではないか。県条例で指定するとすれば、パブコメや審議会などを経て、約半年ぐらい事務に時間がかかると。今年度は、新規対象種を増やす予定はないとのことですけども、次年度以降、検討できればというふうに考えていただいているようです。

最後に、種の保存法をかぶせることは現状難しいことは理解できた。今後、県条例なり、ダムの管理規定なり、具体的な保全策を検討していく上では、環境省側とも随時情報共有を図ってきたいということで、自然保護課のほうの前向きな姿勢を示してくれているので、この機会にまず、今の、下の今後の対応というところにも書かせていただいたんですけども、現状をこちら側で整理させていただいた上で、今年度は、新規対象種の指定指定がないということなんですけれども、次年度に向け

て、自然保護課のほうと相談を進めていければなというふうに考えております。

内水面委員会で検討・協議すべき事項ということで、最後に2点メモしているのですけれども、県条例で指定する方向で進めるには、現在いるリュウキュウアユを在来種とみなす必要があるので、そのあたりの根拠や考え方の整理について議論する必要があります。科学的な情報とか、遺伝集団とか、そういった情報であったり、導入元となった集団の情報なんか整理する必要があるというふうに認識しております。

もう一つは、リュウキュウアユを地域おこしに活用する際、水産物、漁業資源として利用したい場合は、保全対象とすることで支障が生じる。希少な生き物ですよということで保全してしまうと、漁業の対象として使いにくくなる可能性はあるので、地域の方、源河区と川上区の公民館の方にも協議をしていく必要があるというふうに現在認識しております。

報告としては以上です。

立原議長 ありがとうございます。

自然保護課の前向きな意見とそうでもない意見が両方織り交じっているなという感じがしたんですけれども、この件に関して何かご意見のある方、まず、会場のほうから何かありますか。

(「いいですか、少し」という声あり)

立原議長 はい、どうぞ。伊波委員、どうぞ。

伊波委員 以前、この北部の5つのダムは、種の保存のためにあるようなことを言われていたんですよね。要するにリュウキュウアユは、種を切らさないようにダムに放流するよというのが本来の考え方だったのかなと思うんですけれども、その中で、やっぱり昔、源河、川上、羽地大川ですね、源河川。

この種は、奄美の種だったんですけれども、要するに。以前のもともといいたアユは、もう嫌というほどいたわけですよね。だから、何かやっぱり将来に向けて、今いい意見が出ているんだけど、活性化するか、漁業資源として活用するには、やっぱり川を生かさなくてはね、どうしようもないんじゃないかなと思う。

それから、そのためのまた新しい条例が何とかできたらいいのかなと思っています。ちょっとあれですけれども、普通に活性化のための漁業資源として活用できる方法が必要ではないかなという意見です。よろしくをお願いします。

立原議長 ありがとうございます。ウェブのほうから何かありますか。

宮良委員 聞こえますか、大丈夫ですか。

立原議長 大丈夫です。

宮良委員 今、何のために議論しているのかという話に、そもそも論に帰って申し訳ないんですけれども、リュウキュウアユを保全するために行政としての法的根拠が必要だということから始まっているという理解でいいですか。

立原議長 事務局のほうどうですか。

事務局（秋田） 行政としての根拠が必要というよりも、今後、アユを生かしていくなり、自然を回復させていく中で、今は、この内水面漁場管理委員会の指示によって、むやみに捕ることが制限されているわけなんですけれども、それがなくなってしまうと、むやみに捕ったり、悪意を持って捕るような人というのはほぼいないんでしょうけれども、何らかの、例えば放流なんかをやったときに下で無制限に捕られてしまうとか、そういった事態を避けるためにも何らかのやっぱりルールは必要だろうということで、その受け口を探している状態です。

宮良委員 すみません、それで、現状でリュウキュウアユが自然定着しているのであれば、そういう話はあるかもしれないんですけれども、その自然定着がうまくいっていない段階で、放流したアユが捕られるからという話をずっと、それを水産課がやるのか、自然保護課がきちんと、何ていうんですか、遺伝形質までちゃんと確認した上で、これから増やす、河川・海岸の改正とともに増やしていくんだよという話をするのであれば、自然保護課が、あるいは環境再生課がもつときちんと対応しないといけないんじゃないかなと。その上で、法的根拠とするかどうかという話が同時にここでいくんじゃないかなと思う。

今、放流をそんなに一生懸命やっていないし、定着もちゃんとしているかどうかとも怪しいと思うので、どんどんいなくなっていく。いなくなっていくのが人が捕ったからいなくなっていくんじゃないかと、ブラックバスが食い尽くしたとか、そんな話の中でなくなっている。

違う視点が必要なんじゃないかなというふうにちょっと思います。

以上です。

立原議長 ありがとうございます。

私のほうから少し補足というか、これを読んだ感想を言わせていただくと、種の保存法をかぶせると、ちょっとそれは難しいかなと思うのは、奄美のほうは、鹿児島県の条例でかなりやって、今持っているので、環境省がそれにさらに上にかけるかどうかというのはちょっと疑問だなという形がします。

それと、こんなこと言っちゃ悪いんですけれども、奄美の環境省、め

ちやくちや後ろ向きなんですよ、今、川に。これはすでに自然遺産の会議で、奄美の砂防ダムの改修をしないといけないというのをIUCNから指摘されていて、その会議をやったんですけども、環境省は、振っても何の意見も言ってくれないんです。非常に後ろ向きな、川に関しては非常に後ろ向きな感じなので、こういう回答になるだろうなという気はしました。

県の条例で在来種とみなすことは不可能です。というのは、沖縄県のレッドデータブックでは、リュウキュウアユは野生絶滅、要するに絶滅になっているんですね。絶滅種に指定されているので、それをひっくり返すというのは非常に難しい。野生個体群はきっと絶滅しているので、在来種とみなすというか、例えばトキと同じような概念かなと思うんですけども、トキとかクニマスとか同じ概念で、域外保全みたいな感じでかけることはできるのかなと思うんですよね。もともと沖縄にリュウキュウアユを持ってきたときに奄美のリュウキュウアユがかなり危ないということで、その遺伝子の保全ということで、諸喜田先生相当先見の明があったんですけども、今ようやくいろんなところで域外保全というようなことが認められつつありますので、そういうものの一つとして認めていくという方法はあるのかなという気がします。

その場合には、恐らく今いる北部ダムや何かに限られる形になると思いますので、放流した場所では、放流先で何らかの採捕実施をしていくという形になるのかなと思います。でも、自然保護課が非常に前向きな意見を言ってくれているので、非常に今、この人たちがいるときに何か手を打ったほうがいいのかというふうに思います。

ほかに何かご意見ありますでしょうか。

(「よろしいでしょうか」という声あり)

立原議長 はい、どうぞ。

事務局(秋田) 立原先生、どうもありがとうございます。

事務局としても、今いただきましたご意見、ご指摘踏まえて、自然保護課、確かに担当班長かなり前向きなんですけれども、来年いかどうか怪しいような言葉がありましたので、おっしゃるとおり、今年、可能な限り、向こうにバトンを渡してく形で、宮良委員からも先ほど指摘があったように、漁業資源の保全として水産課が見るというよりも、やはり環境もセットで自然環境の保全と含めて、その中の、環境の中の一つの生き物としてアユを保全していくというほうが確かに望ましい形のかなというふうに思いますので、自然保護課とは、そういう形で相談を進められればなと思います。

それから、先ほど先生からも指摘があったのは域外保全です。これについても、トキだったりクニマスの地域がどのような考え方で域外保全をしているのかというところは、引き続きちょっと情報を集めながら、リュウキュウアユにも生かせる部分は検討していきたいなと思います。

事務局から以上です。ありがとうございます。

立原議長 ありがとうございます。

それでは、これで今日の議事は全て終了ということになっております。

最後に附帯決議ですけれども、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するという事でお願いしたいと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

事務局（井上） はい、立原会長、ありがとうございます。

締めの言葉というか、結びの言葉なんかは秋田が言ってしまったので、僕のほうから特に言うことがないんですけれども、正直令和7年までの間にリュウキュウアユの問題にある程度のめどを立てる必要があります。ここに書いてあるとおり、情報を整理した上、すぐにとすることはできないと思います。特に班長も入れ替わる可能性もありますので、スケジュール感を持って、この間に情報を整理して、自然保護課にしっかりと業務を引き継げるようにしていきたいなとは思っておりますので、引き続き皆さんご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、次回は、申請があれば、8月25日の予定をしておりますので、また随時ご連絡したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今日は本当にありがとうございます。よろしくお願ひします。

立原議長 ありがとうございます。

事務局、お手数おかけしますけれども、よろしくお願ひいたします。

令和5年6月30日

議長

議事録署名人

議事録署名人